

令和4年度 島本町青少年健全育成大会の概要（案）

- 1 日 程：8月20日（土）
 - おもしろ科学実験ショー 「放電実験」「光の色の実験」「空気砲の実験」
 - 事前申込 子ども2人までにつき保護者1人参加可
 - A（1回目） 午前 9時15分から午前 9時45分まで
 - B（2回目） 午前10時15分から午前10時45分まで
 - C（3回目） 午前11時15分から午前11時45分まで
 - D（4回目） 午後 1時15分から午後 1時45分まで
 - E（5回目） 午後 2時15分から午後 2時45分まで
 - 実験工作教室 「ピンホールカメラの工作」
 - 事前申込 子どものみ参加（小学3年以上）
 - a（1回目） 午前 9時15分から午前10時00分まで
 - b（2回目） 午前10時15分から午前11時00分まで
 - c（3回目） 午後11時15分から正午
 - d（4回目） 午後 1時15分から午後 2時00分まで
 - e（5回目） 午後 2時15分から午後 3時00分まで
 - 簡単工作教室 「傘袋ロケットの工作」
 - 当日随時参加 子ども1人につき保護者1人参加可
- 2 場 所：島本町立人権文化センター
- 3 対 象 者：町内在住の中学生以下を対象
- 4 費 用：無料
- 5 定 員：おもしろ科学実験ショー 50人
実験工作教室 12人
簡単工作教室 6人
- 6 会 場：おもしろ科学実験ショー 集会室 定員100人
実験工作教室 多目的室 定員 16人
簡単工作教室 和室 定員 20人
- 7 申 込 み：ロゴフォームによる申込み（7月24日必着）
 - ※申込みは、おもしろ科学実験ショーは参加する家族を明記
実験工作教室は小学4年生以上の子を明記
 - ※参加する方の住所・名前・連絡先を必ず記載する。
子どもは小中学校名・学年・年齢並びに幼稚園・保育所名・年長
などのクラス・年齢を記載してもらおう。
 - ※あて先 「島本町青少年健全育成大会」係
(来館・電話・FAXなどでのお申込みはできません。)
- 8 問 合 せ：生涯学習課青少年担当（詳細な内容）TEL：962-0792
- 9 実施方法：主催 島本町教育委員会、主管 島本町青少年指導員協議会
- 10 周知方法：広報しまもと7月号、町ホームページなどに掲載

スケジュール

5月13日(金)	広報しまもと7月号締切
5月24日(火)	第2回定例会
6月13日(月)	第1回事業部会
6月28日(火)	第3回定例会
7月1日(金)	広報しまもと7月号に掲載 契約締結 新型コロナ感染拡大防止の状況を確認する。 キャンセルできる最終段階
7月 日()	第2回事業部会
7月15日(月)	チラシ各小中学校・幼・保に配布・配架 町ホームページ掲載
7月15日(月)～7月24日(日)	申込期間
7月26日(火)	第4回定例会
7月29日(金)	参加決定通知送信
8月 日()	第3回事業部会
8月19日(金)	青少年健全育成大会前日準備
8月20日(土)	青少年健全育成大会
8月22日(月)	青少年健全育成大会結果報告作成
8月23日(火)	第5回定例会
8月31日(水)	アンケート集計結果報告作成

抽選方法

おもしろ科学実験ショー 事前申込 定員50人 参加する家族を明記

A・B・C・D・Eから第1～3希望まで報告する。

実験工作教室 事前申込 定員12人 小学3年以上の子のみ

a・b・c・d・eから第1～3希望まで報告する。

おもしろ科学実験ショーと実験工作教室も同時に申込みされる場合

おもしろ科学実験ショーのみ、実験工作教室のみの申込みも可能である。

おもしろ科学実験ショーの第1希望がA・B・C・D・Eを定員50人で抽選する。定員を超えた場合は、第2希望の定員に満たないところで振り分ける。

実験工作教室の第1希望がa・b・c・d・eを定員12人で抽選する。定員を超えた場合は、第2希望の定員に満たないところで振り分ける。

同時申込みの場合

おもしろ科学実験ショー参加名簿

実験工作教室参加名簿

島本 ○○ (父)

島本 △△ (母)

島本 ●● (小4)

島本 ▲▲ (小2)

島本 ●● (小4)

第1希望 第2希望 第3希望

A B C

第1希望 第2希望 第3希望

b a d

時間が重なった場合の優先する実験 ()

(注意) 万が一、時間帯が同じになった場合は、おもしろ科学実験ショーを優先するか、実験工作教室を優先するか明記してもらい、実験工作教室を優先する場合は、おもしろ科学実験ショーの参加者は実験工作教室に参加する方を除いた方になるものとする。

1つだけ申込みの場合

おもしろ科学実験ショー参加名簿

島本 ○○ (父)

島本 △△ (母)

島本 ●● (小4)

島本 ▲▲ (小2)

第1希望 第2希望 第3希望

A B C

1つだけ申込みの場合

実験工作教室参加名簿

島本 ●● (小4)

第1希望 第2希望 第3希望

b a d

令和4年度 青少年健全育成大会 当日スケジュール (案)

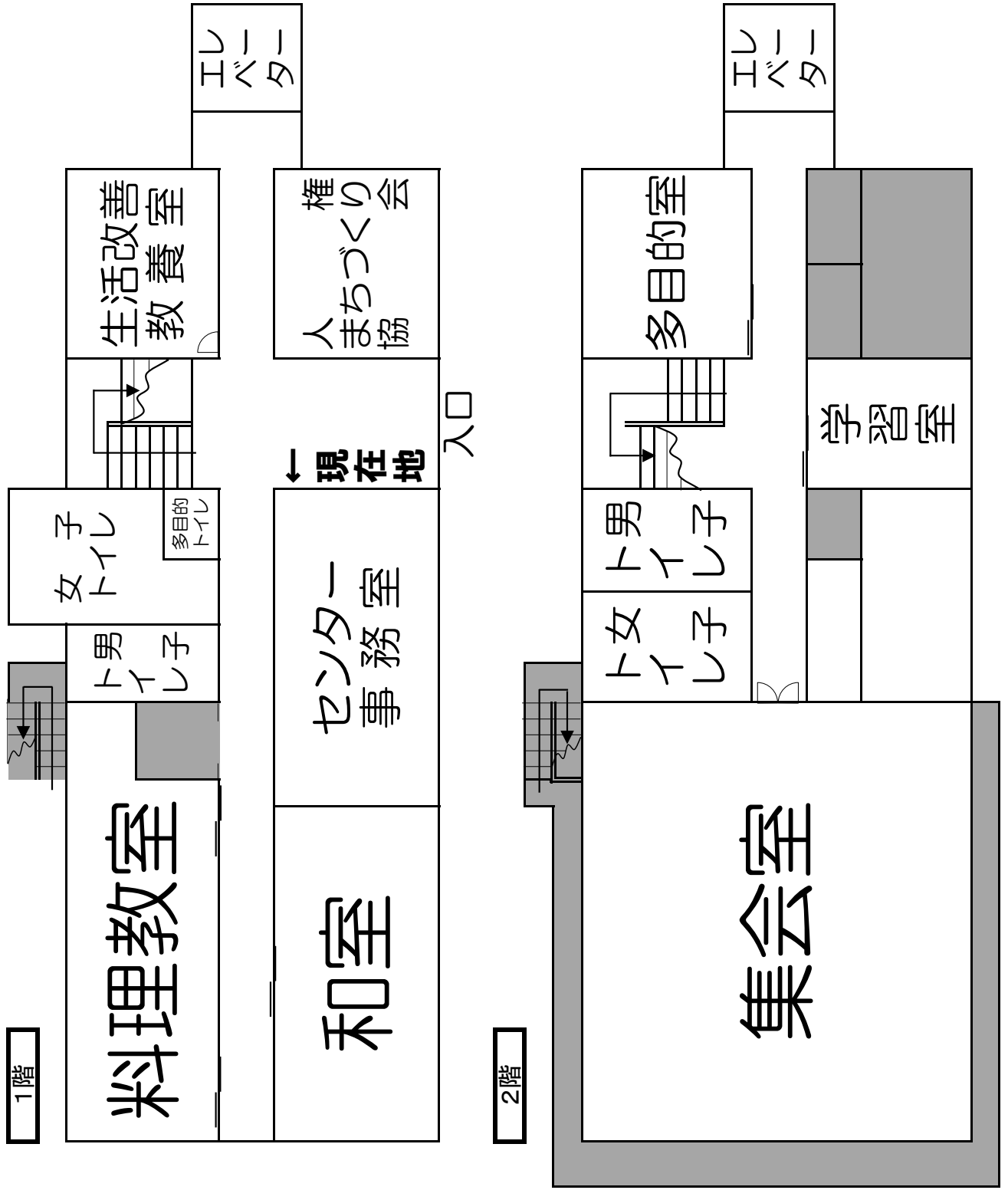
令和4年8月20日 (土)

内容	おもしろ科学実験ショー 定員 50 人 事前予約 (子ども 2 人までにつき 保護者 1 人可)	実験工作教室	定員 12 人 事前予約 (小 3 以上 の子のみ)	簡単工作教室	定員 6 人 当日参加 (子 1 人につき 保護者 1 人可)	備考
場所	集会室 定員 100 人	多目的室 定員 16 人	和室 定員 20 人			
7:45	教育委員会集合					
8:00	人権文化センター集合 受付・各部屋・広場準備					科学技術センター 部屋内搬入・準備 開始
9:00	人権文化センター開場 事前申込来場+当日申込来場 参加整理券 お客さん各部屋に入室					
9:15	1 回目	1 回目	6 人 (子) × 11 回+保護者			
9:45	50 人 (保護者・子)	12 人 (子)				
10:00						
	事前申込来場					
10:15	2 回目	2 回目				
10:45	50 人 (保護者・子)	12 人 (子)				
11:00						
	事前申込来場					
11:15	3 回目	3 回目				
11:45	50 人 (保護者・子)	12 人 (子)				
12:00						
					昼休憩 1 時間	
13:00	事前申込来場+当日申込来場参加整理券					
13:15	4 回目	4 回目	6 人 (子) × 8 回+保護者			
13:45	50 人 (保護者・子)	12 人 (子)				
14:00						
	事前申込来場					
14:15	5 回目	5 回目				
14:45	50 人 (保護者・子)	12 人 (子)				
15:00						
16:30	片づけ・撤去作業					

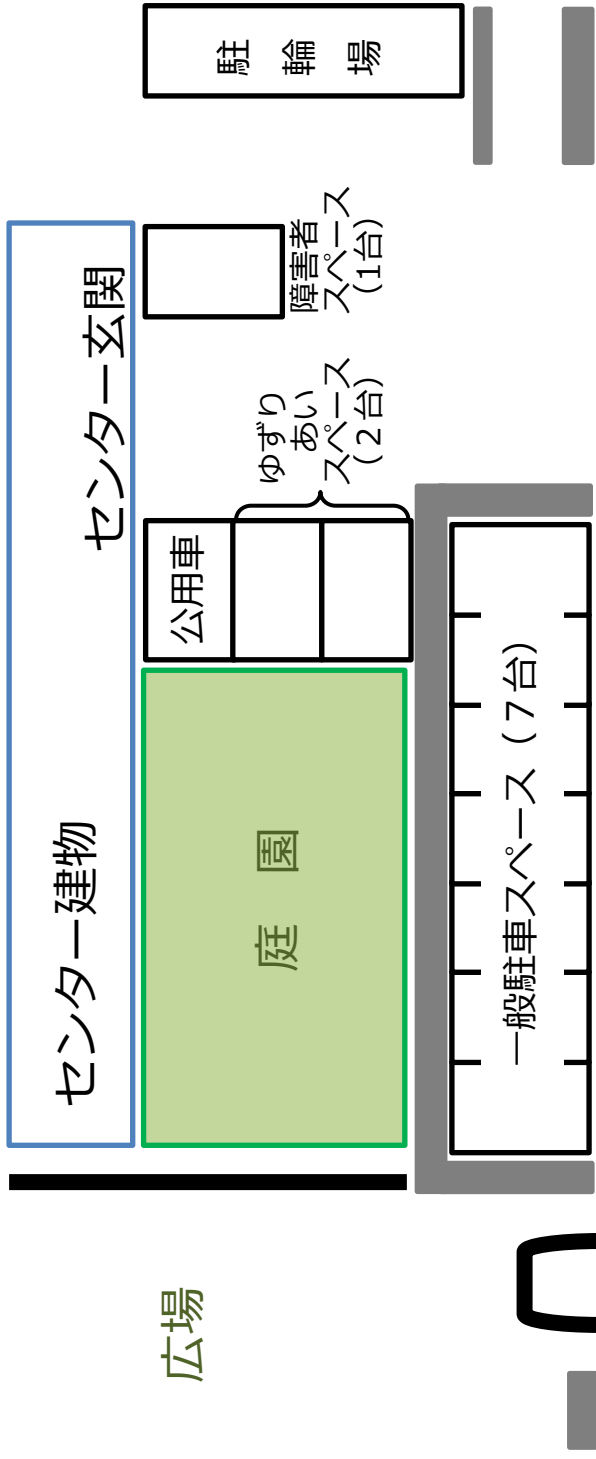
※アンケートは各回の初めに、まだ用紙持ってない方に配る。

回収はお帰りの際に回収ボックスに入れてもらうようお願いする。

館内案内図



駐車スペースご案内



令和4年度 島本町青少年指導員協議会夏期夜間パトロール 実施要領(案)

1 実施日:令和4年7月26日(火)

※雨天時中止の判断は当日17時現在の天気予報をもとに花田会長と事務局で判断。
7月分青少年指導員協議会終了後に実施する。

2 集合場所:役場 地階 第五会議室

3 参加人数:約16名予定

青少年指導員協議会(14名)、事務局(生涯学習課)(2名)

支援要請:大阪府福祉部子ども家庭局 子ども青少年課 非行防止グループ 橋川 氏

4 当日の流れ

午後8時00分 定例会終了後同場所に集合、花田会長挨拶、橋川氏挨拶、コース分け
午後8時15分 出発(徒歩2コース)
午後9時15分 各コース帰庁、報告会、橋川氏講評
午後9時30分頃 解散予定

5 備考

パトロール巡回マップ(生涯学習課)

懐中電灯(各自)

腕章(各自)

名札(各自)

マスク着用(各自)

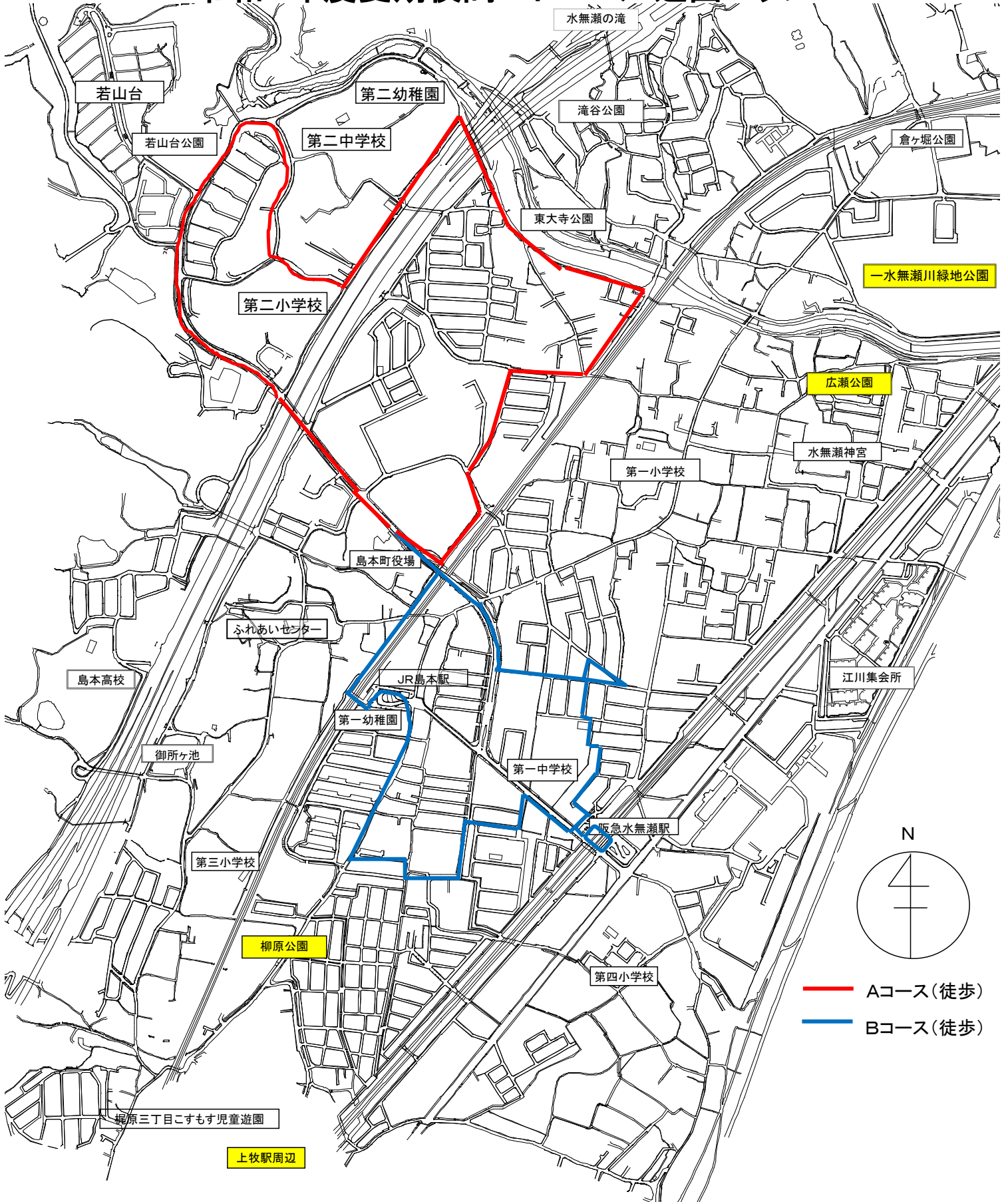
飲み物(各自)

手指消毒液(生涯学習課)

検温計(生涯学習課)

6 その他

令和4年度夏期夜間パトロール巡回マップ



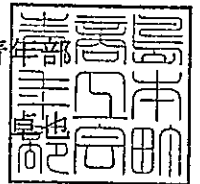
令和4年5月26日

島本町青少年指導員協議会

会長 花田 純子 様

島本町商工会青年部

部長 石原



島本夏まつり ご協力をお願い

若葉の候 ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

平素は、何かとご尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、例年の島本夏まつりも年々盛況さを増し、夏の楽しい思い出のひとつコマとして、多くの人から注目され期待を集めています。

令和2年度（第43回）及び令和3年度（第44回）については新型コロナウイルス感染症の影響で事業中止となっておりましたが、令和4年度は改めて地域活性化のために開催をすべく準備を進めているところでございます。

本年も、盆踊りと夜店等をメインに企画し、各団体より暖かいご支援を賜り『子供達に夢と思い出を、住む人の連帯と融和のために』をテーマに、思い出に残るひとつコマになるよう努力致しております。

つきましては、商工会青年部におきましても、会場の責任と警備を担当するものを定め、事故のないよう努力するつもりですが、何分にも限られた人員でございますので、貴会のお力添えをいただき、よろしくご指導賜りますようお願い致します。

記

日 時 : 令和4年8月6日(土) 小雨決行 荒天の場合中止
(盆踊りと夜店) 午後5時00分～ 午後9時30分

場 所 : 島本町立第一中学校グラウンド
町道桜井高浜幹線の一部(250メートル)

防犯対策 : 会場内の巡視を、高槻警察と防犯委員会及び商工会青年部をはじめとする協力団体より派遣の保安要員で実施する。

添付書類 : 夏まつり基本計画
会場付近見取り図(配置は令和元年(第42回)実績による)

第45回島本夏まつり基本計画

- | | | |
|--------|-------------------------------|--|
| 1. 行事名 | 第45回島本夏まつり | |
| 2. 趣 旨 | 『子供達に夢と思い出を、住む人の連帯と融和のために』 | |
| 3. 催 物 | 盆踊りと夜店の夕べ | |
| 4. 日 時 | 令和4年8月6日(土) 小雨決行 雨天(荒天)の場合は中止 | |
| 5. 場 所 | 島本第一中学校グラウンド及び楠公道路の一部 | |
| 6. 内 容 | 夜 店 | 午後5時00分～9時00分
(スーパーボール、ヨーヨー、わた菓子、他数店) |
| | 盆 踊 り | 島本音頭・炭坑節・江州音頭 |
| | そ の 他 | 和太鼓演奏・各種ダンス発表・演奏発表 等 |
| | 終 了 | 午後9時30分 |
| | 車両通行規制 | 午後5時00分～9時45分 |
| 7. 主 催 | 島本町商工会青年部 | |
| 8. 後 援 | 島 本 町 | 島本町教育委員会 |
| | (公財)関西・大阪21世紀協会 | 島本町商工会 |
| 9. 協 賛 | 島本町自治会長連絡協議会 | 島本町防犯委員会 |
| | 島本町青少年指導員協議会 | 島本町社会福祉協議会 |
| | 島本町文化協会 | 三 津 栄 会 |
| | 青 葉 会 | 島本ライオンズクラブ |
| | 天王山ラグビースクール | 島本町PTA連絡協議会 |
| | 島本高校PTA | ガールスカウト大阪第90団 |
| | 島本町青少年協会 | 島本音楽協会 |
| | 島本町レクリエーション協会 | 島本町商工会女性部 |
| | 島本町職員有志 | NPO法人島本町体育協会 |
| | 島本町犬のおまわりさん | 島本町少年野球協議会 |
| | NPO法人しまもとバンブークラブ | 島本町商工会青年部OB会 |
| | 島本町消防団 | 島本町火災予防協会 |
| | 島本町人権啓発推進協議会 | 島本町年長者クラブ連合会 |

(順不同)

※ 後援、協賛団体は令和1年の実績団体です。

令和4年度分は今後依頼申請するため、変更等の可能性がございます。

※ 実施内容について、令和1年開催分に基づいた内容で作成しています。

※ 今後の大阪府下の新型コロナウイルス状況により、事業中止や変更する場合がございます。
その場合は速やかに通知いたします。

広めよう 地域の『輪』

地域の子どもたちは
地域みんなで見守ろう！！

青少年に「愛のひとこえ」を♥



島本町教育委員会
島本町青少年指導員協議会

青少年指導員協議会は、「愛のひ
とこえ」運動をはじめ青少年の非行
防止を目的とした活動を行っていま
す。

今後も関係機関や地域の皆様と
の連携を深め、より充実した活動を
行えるよう努めていきますので、ご協
力をお願いします。

<問合せ先>

島本町教育委員会事務局 教育こども部 生涯学
習課

電話番号 075-962-0792 (直通)

青少年の喫煙・飲酒・薬物等の乱用が社会問題になっております。そのような中で、近年、若者を中心に大麻による検挙者が急増しています。

大阪府は未成年者の検挙数は全国最多です。中でも高校生の検挙は激増しています。

大麻の乱用は自分の将来を台無しにするだけでなく、家族や友人など周りの大切な人も不幸にします。

大麻は違法薬物です！正しい知識を身につけて、絶対に関わらないでください。

青少年の健全な心身の発達を守るだけでなく、青少年が事件の加害者にも被害者にもならないよう、地域社会全体で青少年の非行防止に努めること目的に「愛のひとこえ」運動を実施しています。

＜薬物乱用防止に関すること＞

大阪府茨木保健所

電話番号 072-620-6706

＜犯罪・非行に関すること＞

高槻警察署

電話番号 072-672-1234

大阪府青少年指導員連絡協議会会則改正の解説

(目 的)

第1条 本会は、大阪府内の各市町村青少年指導員（以下「指導員」という。）相互の連絡および情報交換、青少年指導に関する諸問題の研究協議等を行い、もって指導員活動の推進に資することを目的とする。

一部改正 [令和4年6月21日]

【改正】

- ・第3条に規定する本会の目的を達成するための事業に合わせて、表現を改める。
- ・目的を達成するための事業として第3条第1項の「指導員相互の連絡および情報交換」及び第2項の「青少年指導に関する諸問題の研究協議」を代表例に挙げ、第3項以降に規定する事業は「等」でまとめて示すこととする。
- ・目的となっている「指導員活動の推進」について、“実現を目指すこと”を意味する「図る」から、“役立てること”を意味する「資する」に変える。

(名 称)

第2条 本会は、大阪府青少年指導員連絡協議会（以下「協議会」という。）という。

改正等なし

(事 業)

第3条 協議会は、第1条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 指導員相互の連絡および情報交換に関すること。
- (2) 青少年指導に関する諸問題の研究協議に関すること。
- (3) 指導員相互の資質の向上に関すること。
- (4) 関係機関および関係団体との連絡提携に関すること。
- (5) その他協議会の目的を達成するために必要なこと。

一部改正 [令和4年6月21日]

【改正】

- ・第1条に規定する本会の目的を達成するための事業の例に合わせて、項の順番を変更し、第2項の「指導員に関する研究協議」を「青少年指導に関する諸問題の研究協議」に改める。

(組 織)

第4条 協議会は、大阪府内市町村の青少年指導員会（以下「指導員会」という。）をもって組織する。

2 協議会に次の役員をおく。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 会 計 1名
- (4) 理 事 8名（会長、副会長、会計を含む）
- (5) 監 事 2名

3 協議会の円滑な運営を図るため、豊能、三島、北河内、中河内、南河内、泉北、泉南の地域ごとに指導員連絡会（以下「ブロック連絡会」という。）をおく。

一部改正 [令和4年6月21日]

【改正】

- ・協議会の組織構成に関する条項を第4条にまとめる。
- ・協議会の構成についての規定がなく、協議会を構成する者が明確でなかったため、第1項に協議会は指導員会で構成する旨の規定を追加する。
- ・これまで、指導員会の代表各1名を委員としていたが、規定している委員の職務は、協議会（総会）における会則の変更についての同意（第13条（旧第12条））のみであった。この度改めて「総会」を規定し、指導員会の代表各1名が総会に出席し、総会において会則の変更ができることとするため、委員の設置については削除する。
- ・協議会の組織構成に関する条項を第4条にまとめるため、旧第6条及び旧第5条で規定していた役員及びブロック連絡会の設置を、第2項及び第3項に規定する。
- ・顧問に関しては、近年委嘱しておらず、その対象者や役割が不明であり、今後、顧問を置く目的、必要性が見当たらないため、削除する。

【解説】

第3項に規定するブロック連絡会について

- ・会則では各ブロックの地域及びブロック連絡会をおくことのみを規定し、名称等は各ブロック連絡会において決める。
- ・第11条で規定する各市町村（指導員会）からの分担金を各ブロック連絡会に活動推進費として分配し、ブロック連絡会ごとに研修会等を実施する。

(役員 の 職務)

第5条 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、または欠けたときは、その職務を代理する。

3 会計は、協議会の経理について処理する。

4 理事は、協議会の運営について協議する。

5 監事は、次にあげる職務を行う。

- (1) 協議会の会計を監査する。
- (2) 前号の目的を達するため理事会に出席する。

6 監事を除く役員が欠けたときは、他の理事がその職務を代理することを妨げない。

一部改正 [令和4年6月21日]

【改正】

- ・ 役員の設置に関しては第4条第2項で規定するため、第5条では役員の職務についてのみ規定する。
- ・ 副会長の職務として、会長が引退等により欠けた場合も会長の職務を代理できるよう改める。
- ・ 旧第6条第5項の理事の職務には「理事会を構成し」とあったが、今回新たに追加する第9条において理事会の構成を規定するため削除する。
- ・ 第9条において理事会は理事により構成する旨を規定することから、理事会の構成員ではない監事の職務として、会計監査の目的を達するための理事会への出席について追加する。
- ・ 会長及び副会長が全員不在となる場合、会計が不在となる場合に、新たな役員が選出されるまでの間、残った理事から代理を選出できるよう、第6項に職務の代理を妨げない旨を規定する。

(役員を選任)

第6条 理事は、各ブロック連絡会の会長をもって充てる。ただし、理事が協議会の会長に選出されたブロック連絡会は、さらに1名の理事を選出する。

- 2 会長および副会長は、理事の互選によって選出する。
- 3 会計は、理事の中から会長が指名する。
- 4 監事は、総会において選出する。

一部改正 [令和4年6月21日]

【改正】

- ・ 条項を整理し、第1項については理事の選出についてのみ規定し、会長、副会長及び監事の選出は第2項に規定する。

【解説】

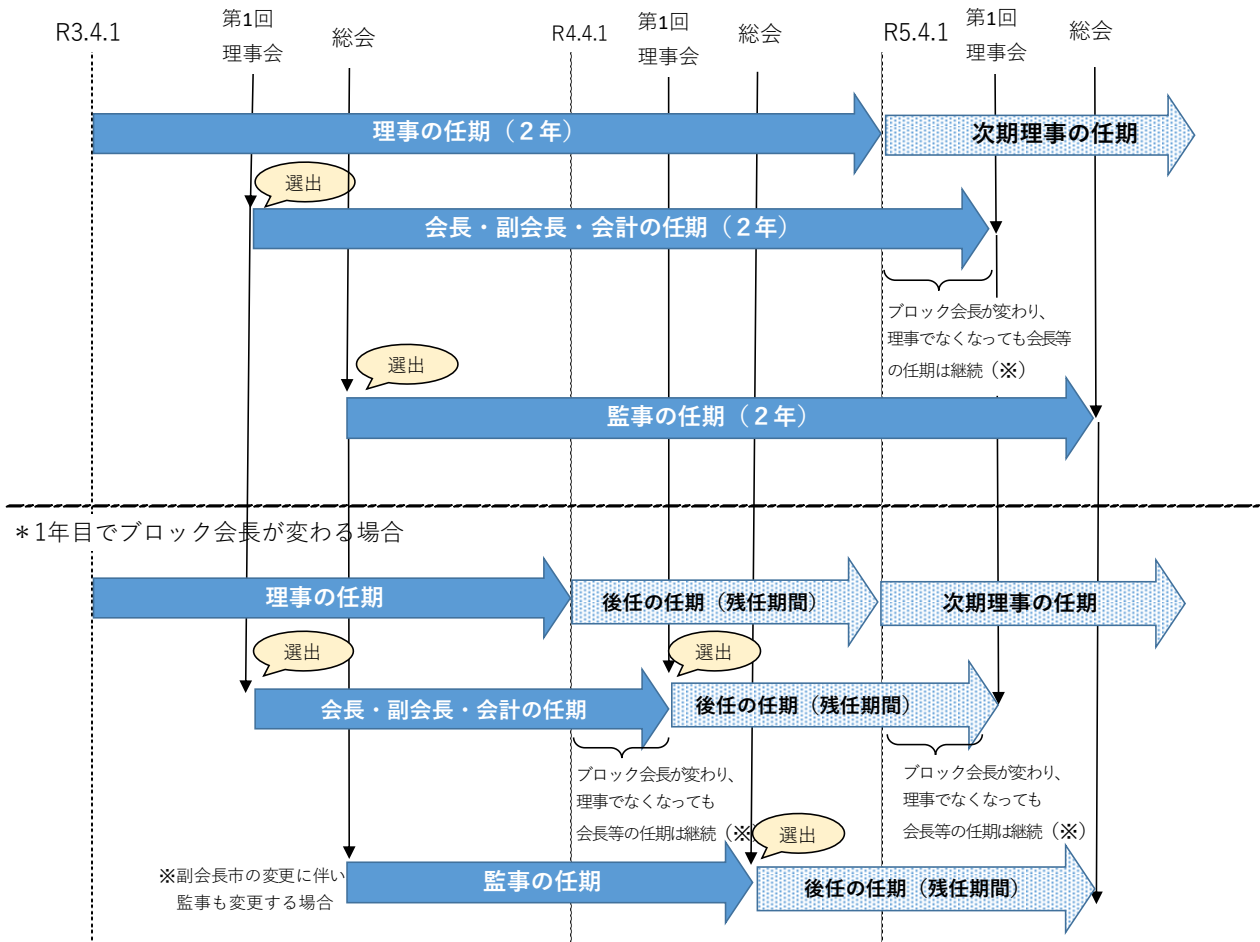
- ・ 各ブロック連絡会の会長、計7名が理事となる。
- ・ 理事の中から、互選により会長・副会長（2名）を、会長の指名により会計を、各年度1回目の理事会において決定する。
- ・ 会長は第9条により、理事会の議長となることらか、会長が属するブロック連絡会の意見を反映するために、会長が選出されたブロック連絡会から、さらに1名の理事を選出する。
- ・ 監事は、総会において選出する。
- ・ 前年度の理事会において、過去からの役員の順番（ローテーション）を参考に、各ブロック連絡会の会長（理事）となる指導員会の確認及び理事を除く役員となるブロック連絡会の申合せを行う。
- ・ 各ブロック連絡会の会長の変更に伴い理事が変更する場合は、変更前の理事が属する指導員会の市町村の担当者は事務局に理事の変更を報告するとともに、各ブロック連絡会内において適切に引継ぎを行う。

(役員任期)

第7条 役員任期は2年とし、補欠により就任した役員任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任することを妨げない。

【取扱いの変更】

- これまで、任期の始期が明確になっておらず、また、各ブロック連絡会の会長の任期が異なることからブロック連絡会ごとに理事が変更する年度が異なるため、毎年度役員を選出を行っていた。
- この度、適切な運用を行うため、次のとおりとする。
 - 理事はブロック連絡会会長が変更した時点で変更し、残任期間がある場合は引き継ぐ。
 - 会長、副会長、会計及び監事の任期は選出された日から2年間とする。会長、副会長及び会計の任期は、年度替わりで各ブロック連絡会会長が変更となり理事でなくなった場合においても、新役員選出日前日まで継続する。



(※) 役員が指導員を引退する等により欠員となった場合は、速やかに第6条のとおり選任する。

ただし、会長・副会長・会計については、4月1日～第1回理事会までの期間は欠員とする。

欠員の間は次のとおり対応する。

- (1) 会長が欠員となる場合は、副会長がその職務を代理する。
- (2) 副会長のうち1名が欠員となる場合は、残った一人が務める。
- (3) 会長及び副会長が全員不在となる場合は、残った理事から代理を選出する。
- (4) 会計が4月1日～第1回理事会までの期間に不在となる場合は、残った理事の中から代理を選出する。

(上記以外の期間は、欠員の期間が生じないように、会長が新たな理事を加えた理事の中から会計を指名)

(会議)

第8条 会議は、理事会および総会とする。

一部改正 [令和4年6月21日]

【改正】

- ・これまで、会議に関する規定は、理事会及び協議会を開くことができる旨を定めた旧第9条のみであったが、第8条において協議会が行う会議について規定し、第9条及び第10条において各会議の開催方法等詳細を規定する。
- ・「理事会」と「協議会」の2つを規定していたが、「理事会」と「総会」の2つに改める。

(理由)

- 規定では協議会としていたが、これまで「総会」と称して開催していた。
- 会議の名称に関して、会の構成員全員を対象とする場合は、その会議の名称を会の名称と同じにすることが一般的である。会議の対象については、協議会を構成する指導員会及び指導員会に属するすべての指導員が集まって会議することは事実上できないこと、第4条において「本会は指導員会をもって組織する」とすることから、第10条において総会は協議会を構成する指導員会の代表各1名が出席することとした。よって、会の構成員全員を対象とする会議には該当しないため本会の名称である「協議会」を使用せず、「総会」とする。

(理事会)

第9条 理事会は、理事をもって構成し、必要に応じて会長が招集し、その議長となる。ただし、会議を招集するいとまがないと認めるとき、その他やむを得ない理由があるときは、書面等により会議の開催に代えることができる。

2 理事会は、以下の事項を議決する。

- (1) 事業計画案および予算案、その他総会に付議する事項に関すること
- (2) 諸規程の制定および改廃に関すること
- (3) その他、協議会の運営に関すること

3 理事会は、構成員の2分の1以上の出席がなければ、これを開くことはできない。

4 理事会の議事は、出席している理事の過半数をもって決定し、可否同数のときは、議長の決するところによる。議長は、出席者として議決に加わることはできない。

条文追加 [令和4年6月21日]

【条文追加】

- ・理事会の構成や議決事項、開催にかかる手続きに関する規定がなかったため、これまでの手続きに沿って規定を追加する。
- ・理事会は、会長、副会長、会計を含む理事（8名）で構成する。監事は会計監査の目的を達するため理事会に出席する。
- ・理事会は会長が招集し議長となる。会長が不在の際は副会長が会長に代わり招集し議長となる。（会長、副会長ともに空席の場合は事務局長が招集し、会長が決まるまでの間の進行を事務局が行う。）
- ・早急に決議をすべき事項があり、日程調整等をする時間がない場合等において、書類を回議すること等により理事会を開催できる旨を規定する。
- ・理事会は、総会に諮る事業計画案や予算案等や、協議会を運営していくために必要な事項について議決する。

(総会)

第 10 条 総会は、指導員会の代表各 1 名で構成し、必要に応じて会長が招集し、その議長となる。

ただし、会議を招集するいとまがないと認めるとき、その他やむを得ない理由があるときは、書面等により会議の開催に代えることができる。

2 総会は、以下の事項を議決する。

(1) 事業計画および予算に関すること

(2) 決算の承認に関すること

(3) その他、理事会が付議した事項

3 総会は、構成員の 2 分の 1 以上の出席がなければ、これを開くことはできない。

4 総会の議事は、出席者の過半数をもって決定し、可否同数のときは、議長の決するところによる。議長は、出席者として議決に加わることはできない。

条文追加 [令和 4 年 6 月 21 日]

【改定】

- ・総会（旧協議会）の構成や議決事項、開催にかかる手続きに関する規定がなかったため、これまでの手続きに沿って規定を追加する。
- ・各市町村指導員会の代表各 1 名が総会に出席する。
- ・早急に決議をすべき事項があり、日程調整等をする時間がない場合等において、書類を回議すること等により総会を開催できる旨規定する。
- ・総会は、協議会の運営に大きくかわる事項（事業計画、予算、会則改定（第 14 条）等）について議決する。4 月 1 日から総会までの間に執行した内容については、総会において報告をうけ、承認する。

【解釈】

- ・これまで開催していた総会は、委員（指導員会の代表）以外の指導員も出席していたが、「総会は指導員会の代表各 1 名で構成する」とすることで、総会へ出席するのは各指導員の代表のみとなる。
- ・総会と同日、同会場において会長表彰及び知事感謝状の表彰式を実施する。

(会 計)

第 11 条 協議会の会計年度は、毎年 4 月に始まり翌年の 3 月 31 日に終わる。

2 協議会の経費は、分担金、その他の収入をもってあてる。

3 各市町村（指導員会）の分担金の額は、当該市町村の前年 8 月 1 日時点の人口に応じ、次に掲げるとおりとする。

人口 350,000 人以上	60,000 円
人口 300,000 人以上 350,000 人未満	55,000 円
人口 250,000 人以上 300,000 人未満	40,000 円
人口 200,000 人以上 250,000 人未満	35,000 円
人口 150,000 人以上 200,000 人未満	30,000 円
人口 100,000 人以上 150,000 人未満	25,000 円
人口 50,000 人以上 100,000 人未満	15,000 円
人口 50,000 人未満	10,000 円

4 分担金については、各市町村（指導員会）は、協議会へ納めるものとする。

一部改正 [令和 4 年 6 月 21 日]

【改正】

- ・第3項において、分担金の額の根拠となる人口の基準日を設定する。基準日は、翌年度の各市町村の予算要求時までに分担金の額が確定することが可能で、国勢調査の調整の影響を受けない、府の現況調査の時点である、8月1日とする。

(事務局)

第12条 この協議会の事務を処理するため、事務局を大阪府福祉部子ども家庭局子ども青少年課におく。

- 2 事務局長は、大阪府福祉部子ども家庭局子ども青少年課長をもって充てる。

一部改正 [令和4年6月21日]

【改定】

- ・これまでの会則は、庶務を大阪府福祉部子ども家庭局子ども青少年課において行うことは規定されていたが、事務局について規定されていなかったため、事務局を大阪府福祉部子ども家庭局子ども青少年課におき、子ども青少年課長を事務局長とすることを明記する。

(会則の変更)

第13条 この会則は、総会出席者の3分の2以上の同意を得て変更することができる。

一部改正 [令和4年6月21日]

【改定】

- ・これまで、会則は「協議会に出席した委員の3分の2以上の同意を得て変更することができる」としていたが、第8条において会議名を「協議会」から「総会」と改正すること、第4条において委員を削除し、第10条において「総会は指導員会の代表各1名で構成する」と規定することに伴い、「総会出席者の3分の2以上の同意を得て変更することができる」とする。

(その他)

第14条 この会則に定める他、会則および事業計画等に基づく協議会の運営に必要な事項は会長が定める。

条文追加 [令和4年6月21日]

【解説】

- ・協議会の運営に関することは、総会または理事会に諮り決定するが、運営を行う上で、会則や事業計画で決められていない軽易な手続きや子細な運営に関する必要事項について、即時に判断しなければならない場合が想定されることから、円滑な運営を行うため、会則や事業計画等に基づく協議会の運営に必要な事項は会長が定める旨を規定する。

(附 則)

この会則は、昭和 57 年 8 月 6 日から施行する。

この会則は、昭和 59 年 5 月 23 日から施行する。

この会則は、昭和 61 年 6 月 13 日から施行する。

この会則は、昭和 62 年 11 月 1 日から施行する。

この会則は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。

この会則は、平成 12 年 4 月 13 日から施行する。

この会則は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

この会則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

この会則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

この会則は、令和 4 年 6 月 21 日から施行する。

大阪府青少年指導員連絡協議会会則

昭和 39 年 4 月 28 日制定

(目 的)

第 1 条 本会は、大阪府内の各市町村青少年指導員（以下「指導員」という。）相互の連絡および情報交換、青少年指導に関する諸問題の研究協議等を行い、もって指導員活動の推進に資することを目的とする。

(名 称)

第 2 条 本会は、大阪府青少年指導員連絡協議会（以下「協議会」という。）という。

(事 業)

第 3 条 協議会は、第 1 条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 指導員相互の連絡および情報交換に関すること。
- (2) 青少年指導に関する諸問題の研究協議に関すること。
- (3) 指導員相互の資質の向上に関すること。
- (4) 関係機関および関係団体との連絡提携に関すること。
- (5) その他協議会の目的を達成するために必要なこと。

(組 織)

第 4 条 協議会は、大阪府内市町村の青少年指導員会（以下「指導員会」という。）をもって組織する。

2 協議会に次の役員をおく。

- (1) 会 長 1 名
- (2) 副会長 2 名
- (3) 会 計 1 名
- (4) 理 事 8 名（会長、副会長、会計を含む）
- (5) 監 事 2 名

3 協議会の円滑な運営を図るため、豊能、三島、北河内、中河内、南河内、泉北、泉南の地域ごとに指導員連絡会（以下「ブロック連絡会」という。）をおく。

(役員の仕事)

第 5 条 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、または欠けたときは、その職務を代理する。
- 3 会計は、協議会の経理について処理する。
- 4 理事は、協議会の運営について協議する。
- 5 監事は、次にあげる職務を行う。
 - (1) 協議会の会計を監査する。
 - (2) 前号の目的を達するため理事会に出席する。
- 6 監事を除く役員が欠けたときは、他の理事がその職務を代理することを妨げない。

(役員を選任)

第6条 理事は、各ブロック連絡会の会長をもって充てる。ただし、理事が協議会の会長に選出されたブロック連絡会は、さらに1名の理事を選出する。

- 2 会長および副会長は、理事の互選によって選出する。
- 3 会計は、理事の中から会長が指名する。
- 4 監事は、総会において選出する。

(役員任期)

第7条 役員任期は2年とし、補欠により就任した役員任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任することを妨げない。

(会議)

第8条 会議は、理事会および総会とする。

(理事会)

第9条 理事会は、理事をもって構成し、必要に応じて会長が招集し、その議長となる。ただし、会議を招集するいとまがないと認めるとき、その他やむを得ない理由があるときは、書面等により会議の開催に代えることができる。

- 2 理事会は、以下の事項を議決する。
 - (1) 事業計画案および予算案、その他総会に付議する事項に関する事
 - (2) 諸規程の制定および改廃に関する事
 - (3) その他、協議会の運営に関する事
- 3 理事会は、構成員の2分の1以上の出席がなければ、これを開くことはできない。
- 4 理事会の議事は、出席している理事の過半数をもって決定し、可否同数のときは、議長の決するところによる。議長は、出席者として議決に加わることはできない。

(総会)

第10条 総会は、指導員会の代表各1名で構成し、必要に応じて会長が招集し、その議長となる。ただし、会議を招集するいとまがないと認めるとき、その他やむを得ない理由があるときは、書面等により会議の開催に代えることができる。

- 2 総会は、以下の事項を議決する。
 - (1) 事業計画および予算に関する事
 - (2) 決算の承認に関する事
 - (3) その他、理事会が付議した事項
- 3 総会は、構成員の2分の1以上の出席がなければ、これを開くことはできない。
- 4 総会の議事は、出席者の過半数をもって決定し、可否同数のときは、議長の決するところによる。議長は、出席者として議決に加わることはできない。

(会計)

第11条 協議会の会計年度は、毎年4月に始まり翌年の3月31日に終わる。

- 2 協議会の経費は、分担金、その他の収入をもってあてる。
- 3 各市町村(指導員会)の分担金の額は、当該市町村の前年8月1日時点の人口に応じ、次に掲げるとおりとする。

人口 350,000人以上	60,000円
人口 300,000人以上 350,000人未満	55,000円

人口 250,000人以上 300,000人未満	40,000円
人口 200,000人以上 250,000人未満	35,000円
人口 150,000人以上 200,000人未満	30,000円
人口 100,000人以上 150,000人未満	25,000円
人口 50,000人以上 100,000人未満	15,000円
人口 50,000人未満	10,000円

4 分担金については、各市町村（指導員会）は、協議会へ納めるものとする。

（事務局）

第12条 この協議会の事務を処理するため、事務局を大阪府福祉部子ども家庭局子ども青少年課におく。

2 事務局長は、大阪府福祉部子ども家庭局子ども青少年課長をもって充てる。

（会則の変更）

第13条 この会則は、総会出席者の3分の2以上の同意を得て変更することができる。

（その他）

第14条 この会則に定める他、会則および事業計画等に基づく協議会の運営に必要な事項は会長が定める。

（附 則）

この会則は、昭和57年8月6日から施行する。

この会則は、昭和59年5月23日から施行する。

この会則は、昭和61年6月13日から施行する。

この会則は、昭和62年11月1日から施行する。

この会則は、平成10年4月1日から施行する。

この会則は、平成12年4月13日から施行する。

この会則は、平成15年4月1日から施行する。

この会則は、平成21年4月1日から施行する。

この会則は、令和4年4月1日から施行する。

この会則は、令和4年6月21日から施行する。